

令和2年度指導監査対象[社会福祉法人]

実施数 4法人

指摘件数 4件

【指摘の内訳】

評議員選任・解任委員会に関すること 1件

(主な内容)

評議員選任・解任委員の事務局員として施設長が就任しているが、施設長は理事として選任される必要があり、評議員選任・解任委員と理事は兼務できないため、新たな事務局員を選任すること。

評議員に関すること 1件

(主な内容)

評議員の選任は、理事会ではなく評議員選任・解任委員会が行うこと。

理事に関すること 1件

(主な内容)

評議員会により、施設長を理事に選任すること。

議事録に関すること 1件

(主な内容)

理事会で評議員会の招集に必要な事項(開催日時・場所・議案)について決議しているとのことであったが、議事録で確認ができなかった。決議した事項は議事録に明記すること。